

令和元年第3回東浦町議会臨時会議案

令和元年5月15日提出

目 次

承認第1号	東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	1
承認第2号	東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	14
承認第3号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	18
議案第26号	東浦町税条例の一部改正について	22
議案第27号	令和元年度東浦町一般会計補正予算（第1号）	別添

承認第1号

東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月15日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例
 東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第 7 条の 3 の 2 <u>平成 22 年度から平成 45 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>附 則</p> <p>第 7 条の 3 の 2 <u>平成 22 年度から平成 43 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p><u>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></p> <p><u>（1）前項の規定の適用を受けようとする年度分の第 35 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 35 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）</u></p> <p><u>（2）前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在にお</u></p>

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2から4まで 略

5 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の

いて法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2から4まで 略

5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

6 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の

る。

20 法附則第 15 条第 33 項第 3 号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第 15 条第 33 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

24 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

26 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

27 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 略

2 から 5 まで 略

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及

る。

20 法附則第 15 条第 32 項第 3 号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

24 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

26 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

27 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 略

2 から 5 まで 略

び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない場合)あつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (3) まで 略

(4) 令附則第 12 条第 23 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 24 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防

6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (3) まで 略

(4) 令附則第 12 条第 21 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 22 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防

止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条

止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

9 略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条

又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

13 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

12 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2

号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。))において同じ。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番

号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対

号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対

する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、**次の表**の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から**第 4 項**までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 から 4 まで 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によ

する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、**第 4 項の表**の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から**第 7 項**までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 から 4 まで 略

る。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

承認第2号

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月15日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

東浦町長 神谷明彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 580,000 円を超える場合には、580,000 円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 190,000 円を超える場合には、190,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 160,000 円を超える場合には、160,000 円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 280,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） アからカまで 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 510,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） アからカまで 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 580,000 円を超える場合には、580,000 円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 190,000 円を超える場合には、190,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 160,000 円を超える場合には、160,000 円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 275,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） アからカまで 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 500,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） アからカまで 略</p>

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月15日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

東浦町長 神谷明彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和49年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （<u>法附則第15条第19項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第15条第19項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 （<u>法附則第15条第40項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。 （<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （<u>法附則第15条第45項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6から15まで 略 （読替規定）</p> <p>16 <u>法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （<u>法附則第15条第18項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第15条第18項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第18項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 （<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。 （<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6から15まで 略 （読替規定）</p> <p>16 <u>法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は</u></p>

<p>の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>
<p>17 略</p>	<p>17 略</p>

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東浦町都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「第48項若しくは第49項」とする。

議案第 26 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 5 月 15 日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 33 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 33 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) から (10) まで 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 11 項</u>（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第 7 条の 4 第 33 条の 7 の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 33 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>法第 314 条の 7 第 1 項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第 1 号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 33 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) から (10) まで 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 2 項</u>（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第 7 条の 4 第 33 条の 7 の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、</p>

法第 314 条の 7 第 11 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 33 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項、附則第 19 条の 2 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 33 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 33 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 35 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第 35 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、特例控除

法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 33 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項、附則第 19 条の 2 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 33 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 33 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 35 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第 35 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、地方団体に対す

対象寄附金を受領する都道府県の知事
又は市町村若しくは特別区の長（次項及
び第3項において「都道府県知事等」と
いう。）に対し、同条第8項に規定する
申告特例通知書（以下この条において
「申告特例通知書」という。）を送付す
ることを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の
送付の求め（以下この条において「申告
特例の求め」という。）を行った申告特
例対象寄附者は、当該申告特例の求めを
行った日から賦課期日までの間に法附
則第7条第10項第1号に掲げる事項に
変更があったときは、同条第9項に規定
する申告特例対象年（次項において「申
告特例対象年」という。）の翌年の1月
10日までに、当該申告特例の求めを行
った都道府県知事等に対し、施行規則で
定めるところにより、当該変更があった
事項その他施行規則で定める事項を届
け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知
事等は、申告特例対象年の翌年の1月
31日までに、法附則第7条第10項の規
定により申請書に記載された当該申告
特例の求めを行った者の住所（同条第
11項の規定により住所の変更の届出が
あったときは、当該変更後の住所）の所
在地の市町村長に対し、施行規則で定め
るところにより、申告特例通知書を送付
しなければならない。

4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務

る寄附金を受領する地方団体の長に対
し、同条第8項に規定する申告特例通知
書（以下この条において「申告特例通知
書」という。）を送付することを求める
ことができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の
送付の求め（以下この条において「申告
特例の求め」という。）を行った申告特
例対象寄附者は、当該申告特例の求めを
行った日から賦課期日までの間に法附
則第7条第10項第1号に掲げる事項に
変更があったときは、同条第9項に規定
する申告特例対象年（次項において「申
告特例対象年」という。）の翌年の1月
10日までに、当該申告特例の求めを行
った地方団体の長に対し、施行規則で定
めるところにより、当該変更があった事
項その他施行規則で定める事項を届け
出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の
長は、申告特例対象年の翌年の1月31
日までに、法附則第7条第10項の規定
により申請書に記載された当該申告特
例の求めを行った者の住所（同条第11
項の規定により住所の変更の届出があ
ったときは、当該変更後の住所）の所在
地の市町村長に対し、施行規則で定め
るところにより、申告特例通知書を送付し
なければならない。

4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務

者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年6月1日から施行する。
（町民税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）第33条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第33条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第33条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は東浦町税条例の一部を改正する条例（令和元年東浦町条例第 号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることと

		される同条例による改正前の東浦町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	--	---

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。